

判決年月日	平成19年1月30日	担当部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成18年(行ケ)第10266号		
○ 名称を「気相重合方法」とする発明について新規性が認められないとした審決が取り消された事例			

(関連条文) 特許法29条1項3号

1 原告は、平成3年8月28日、名称を「気相重合方法」とする発明について、特許出願をし(以下「本願」という。)、明細書を補正した(以下「本件補正」という。))が、平成13年10月30日拒絶査定を受けた。

本件補正後の特許請求の範囲の請求項1(以下、請求項1に記載された発明を「本願発明」という。)は、次のとおりである。

「2～12の炭素原子を有する α -オレフィンを連続重合するに際し、気相重合反応器中にて、重合に供する α -オレフィンを含む気相反応混合物と、元素の周期表のIV、VまたはVI族に属する遷移金属の少なくとも1つの化合物からなる固体触媒および周期表のIIまたはIII族に属する金属の少なくとも1つの有機金属化合物からなる助触媒よりなるチーグラー・ナッタ型の触媒系とを接触させることによりこれを行い、重合反応器に前記重合の間一定速度で α -オレフィンを供給することを特徴とする連続重合方法。」

原告は、平成14年2月4日付けで不服の審判請求をしたところ、特許庁は、平成18年1月31日、「本願発明は、特開平2-55704号公報(公開日 平成2年2月26日。以下「引用例1」という。)の特許請求の範囲(4)に記載された方法(以下「引用方法」という。))と実質的に同一であるから、特許法29条1項3号により特許を受けることができない。」との理由により、「本件審判の請求は、成り立たない」旨の審決を行った。本件は、上記審決に対する取消訴訟である。

2 本判決は、次のとおり判示して、審決を取り消した。

「(2)…本願発明における「 α -オレフィン」の「連続重合」は、「気相重合反応器中にて、重合に供する α -オレフィンを含む気相反応混合物と、元素の周期表のIV、VまたはVI族に属する遷移金属の少なくとも1つの化合物からなる固体触媒および周期表のIIまたはIII族に属する金属の少なくとも1つの有機金属化合物からなる助触媒よりなるチーグラー・ナッタ型の触媒系とを接触させる」というものであるが、より具体的には、①流動床を用いる気相重合反応器に、 α -オレフィンを含む気相反応混合物を導入し(以下、この導入される気相反応混合物の流れを「導入流」という。)、②チーグラー・ナッタ型の触媒を導入し、③重合体を反応器から連続的又は断続的に抜き取り、④気相反応混合物を反応器から離間し(以下、この離間される気相反応混合物の流れを「排出流」という。)、これをリサイクル導管及びコンプレッサを介して反応器にリサイクル

する（以下、このリサイクルされる気相反応混合物の流れを「循環流」という。先の「排出流」に由来するものである。）ことによる連続重合の態様を包含していると認められる。そして、この態様では、気相重合反応器の中で α -オレフィンが重合体に変換されることにより消費され、重合体が製品として反応器から抜き取られることに伴い、排出流では、導入流よりも α -オレフィンが少なくなっているため、この排出流を循環流として気相重合反応器に導入するに当たり、連続重合を行うために、その少なくなった量に見合う量の α -オレフィン（及び気相反応混合物の他の成分も少なくなっているときはその成分）を加えて（以下、この加えられる α -オレフィン（及び気相反応混合物の他の成分）の流れを「補充流」という。）、導入流とするものと認められる。

(3) 次に、本願発明における「重合反応器に前記重合の間一定速度で α -オレフィンを供給する」の意義について検討すると、上記(2)の態様において、文言上、少なくとも次の二つの供給方法の意味に解釈することが可能であって、特許請求の範囲の記載からは一義的に明確に理解することができないものである。

供給方法A：「導入流からの α -オレフィンの供給速度が一定になるように供給する」の意味。重合反応器に供給される α -オレフィンは、導入流によりもたらされるものであるからである。

供給方法B：「補充流からの α -オレフィンの供給速度が一定になるように供給する」の意味。「 α -オレフィンを供給する」を、操作を意味するものとみれば、その操作は、補充流を介して α -オレフィンを重合反応器に供給する操作であるからである。

…

(4) そこで、…「発明の詳細な説明」の記載を参しゃくすると、本願発明の「重合反応器に前記重合の間一定速度で α -オレフィンを供給する」は、次のとおり、上記供給方法Bを意味しており、一方、上記供給方法Aは従来技術として位置づけられていることがわかる。

ア …「課題を解決するための手段」の記載によると、本願発明では、 α -オレフィンを一定速度で供給する反応器中で行う結果、「気相反応混合物の全圧および／または重合反応器中の α -オレフィンの分圧が変動する」とされている。そして、重合反応により放出される「熱の量の増加または減少は、 α -オレフィンの分圧の減少または増加によりそれぞれ自動的に打ち消されることが認められた」、「気相反応混合物または触媒の成分の品質に僅かな変動が起こった場合、 α -オレフィンの分圧の変動によって重合速度が制御される」とされており、このことは、「熱の量の増加」が、重合速度が速くなり α -オレフィンが期待値よりも多く消費されたことに対応し、一方で「熱の量の減少」が、重合速度が遅くなり α -オレフィンの消費が期待値よりも減ったことに対応し、そこに α -オレフィンを一定速度で供給することにより、前者では α -オレフィンの分圧が期待値よりも減少するので重合速度が遅くなり、後者では α -オレフィンの分圧が期待値よりも増加

するので重合速度が速くなるというように、自動的に制御されることを意味していると解される。そうすると、これらの記載は、「導入流からの α -オレフィンの供給速度が一定」（前記供給方法A）ではなく、「補充流からの α -オレフィンの供給速度が一定」（前記供給方法B）を意味するものと解される。

イ …「実施例」の記載によると、製品として製造される重合体の量に見合った量の α -オレフィンを、制御した一定速度で供給する旨の記載がされているから、「実施例」の記載によると、本願発明における α -オレフィンの供給方法は、「補充流からの α -オレフィンの供給速度が一定になるように供給する」こと（前記供給方法B）を意味していると解される。

ウ これに対し、…「従来技術」の記載によると、本願明細書に記載されている従来技術は、気相反応混合物の主成分（ α -オレフィン）の分圧及びこの気相反応混合物の全圧を一定に維持するのであるから、「導入流からの α -オレフィンの供給速度が一定」（前記供給方法A）であると解される。

エ 以上によると、本願発明の「重合反応器に前記重合の間一定速度で α -オレフィンを供給する」は、前記供給方法Bを意味しており、一方、前記供給方法Aは従来技術として位置づけられているといえることができる。」

「…引用例1の特許請求の範囲（4）に記載された方法（引用方法）は、①流動床を用いる気相重合反応器に、 α -オレフィンを含有する気相反応混合物を導入し（導入流）、②チーグラ-ナッタ型の触媒を導入し、③重合体を反応器から連続的又は断続的に抜き取り、④気相反応混合物を反応器から離間し（排出流）、これをリサイクル導管及びコンプレッサを介して反応器にリサイクルする（循環流）ことによる連続重合である点で、本願発明と一致するものと認められる。

そして、…引用方法は、ガス反応混合物を循環するためのライン（5）を備えており、この循環ライン（5）中に開口しているライン（13）が存するが、…「循環ライン（5）中に開口しているライン（13）は、ガス反応混合物の成分において、このガス混合物の組成と圧力を一定に保持することを可能にして供給する為のラインである。」との記載からすると、このライン（13）は、上記ガス反応混合物の成分において、このガス混合物の組成と圧力を一定に保持することを可能にして供給するためのラインであると認められる。引用例1には、…実施例1～4が記載されるが、いずれの実施例においても、流動床反応器（1）に、ガス反応混合物が、その組成と圧力を一定に保持して供給されるものと認められる。

そうすると、引用方法における α -オレフィンの供給方法は、「導入流からの α -オレフィンの供給速度が一定になるように供給する」もの（前記供給方法A）であると認められる。」

「本願発明の「重合反応器に前記重合の間一定速度で α -オレフィンを供給する」は、「補充流からの α -オレフィンの供給速度が一定になるように供給する」こと（前記供給

方法B)を意味している。これに対し、引用方法は、…「導入流からの α -オレフィンの供給速度が一定になるように供給する」もの（前記供給方法A）であるから、本願発明とは異なるというべきである。」